

令和7年度第3回 小林市国民健康保険運営協議会 議事録
(令和8年3月議会関係)

【開催日時】 令和8年2月17日(火曜)
午後6時50分から午後7時50分まで

【開催場所】 小林市役所 本館2階 会議室1

【出席者】

委員			
公益代表	高妻 賢士	会長	
	吉脇 辰男	副会長	
	中田 照明	委員	
	柿木 由紀子	委員	
保険医代表	竹之内 剛	委員	
	小城 研二	委員	
	松元 直樹	委員	
被保険者代表	竹山 真弓美	委員	
	有木 鈴子	委員	
被用者保険代表	富田 洋平	委員	

事務局

ほけん課			
ほけん課長	岩下 経一郎		
総務グループ	谷山 真紀		
納税グループ	山元 康敬		
後期グループ	児玉 三千代		
国保グループ	山下 祐徳		
健康推進課			
健康推進グループ	山内 里美		
健康推進グループ	川原 真砂子		

【欠席者】

委員			
保険医代表	園田 定彦	委員	
被保険者代表	中村 真由美	委員	
	岩松 浩	委員	

【会議成立の要件】 13名中10出席。出席者が過半数につき会議は成立した。

【次第及び議事結果】

- 1 開会 岩下ほけん課長 が進行を行った。
会議録作成のため会議内容を録音すること及び会議が成立することを伝え開会した。
- 2 会長あいさつ 高妻会長 があいさつした。
ようやく春めいてきたのか何か異常な傾向じゃないかと思えますけど。皆さん、十分体調管理に気をつけてください。
本日は議事に沿って、協議を進めていきたいと思います。
- 3 事務局あいさつ 税所市民生活部長が別件で欠席のため省略した。
- 4 議長選出 慣例により高妻会長が議長を務めた。

議事の前に資料の一部訂正 (別紙)

5 議事

議題1 令和7年度小林市国民健康保険事業特別会計3月補正予算案について
(説明内容)

- ・ 1ページ、歳入予算の増減額は、歳出の財源充当によるものとして主に県支出金の保健事業費の減額、市立病院の交付申請に伴う特別交付金の増額を計上した。
繰越金を増額し、歳入と、歳出予算の総額を同額で計上した。
- ・ 2ページ、歳出予算は、総務費、保険給付費、保健事業費を実績と今後の見込みによる減額。基金積立金、諸支出金を基金の預金利子の積立、普通交付金への返還金、市立病院への交付金のため増額計上した。
- ・ 補正予算における各科目の割合は2ページの図のとおり。

承認の可否

- ・ 承認

議題2 令和8年度小林市国民健康保険事業特別会計当初予算案について
(説明内容)

- ・ 3ページ、当初予算の歳入を総額60億3,943万円計上した。
- ・ 4ページ、当初予算の歳出も歳入と同額を計上した。
総務費の増加理由は、システム標準化により、電子計算業務負担金が増加した。
- ・ 当初予算における各科目の割合は4ページの図のとおり。
- ・ 5ページ、歳入予算の国民健康保険税は暫定的な金額である。令和8年度の市民税所得情報を反映し、保険税率(額)改定が必要かどうかを検討したうえで、改め

て6月補正予算にて決定する。

歳出の各事業の事業費に歳入を充当した残りの金額を保険税必要額として計上している。理由は国民健康保険事業費納付金の減額が主な要因となる。

- ・ 県支出金の普通交付金は、保険給付費に係る全額を県から交付される。療養給付費は減少傾向だが、診療報酬改定もあるため、今年度は7年度と同額を計上した。
- ・ 6ページ、繰入金は、保険基盤安定（保険税軽減分）（保険者支援分）を令和7年度の申請額で計上した。出産育児一時金等は、一般会計からの繰り入れ廃止による減額計上した。
- ・ 7ページ、総務費の運営協議会費は、先進地視察に係る費用を減額計上した。
- ・ 8ページ、保険給付費の療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費は昨年と同額で計上、出産育児一時金、葬祭費を令和7年度の見込額で減額計上した。
- ・ 9ページ、子ども・子育て支援納付金分を新設で計上している。

国民健康保険事業費納付金の減額理由は、県が各市町村の「所得額、被保険者数、医療費水準」を基に算定するが、その中の「医療費水準」について、算定に反映させる割合が低くなったことで前年度と比べると減額されている。

医療費の水準が高い自治体ほど納付金さが下がることになる。

意見・質問

- ・ （柿木委員） 医療費水準について県への納付金で、医療水準に応じて決められてそれが少なくなった。納付する金額が、前年よりも少なくなったっていうのは、小林の医療水準が下がったからなのか。
- ・ （岩下課長） 医療費水準は、県内市町村の医療費で比較すると、これまでも小林は非常に水準が高い。上から数えるほど高い水準です。
小林の医療費は高いのですが、県が試算する納付金計算の医療費水準の影響が少なくなることによって、今まで医療費が大きかった分だけ、影響が少なくなったので減額になる。
- ・ （柿木委員） 医療費が高いのは人口比で見たときになのか。
- ・ （岩下課長） その他の13ページに被保険者数が減少していることから、15ページの医療費の総額としては減少しているが、1人当たり医療費で見ると増加（5年から6年の間では約3万円増加）その分、1人当たりの医療費は、高いという水準です。
- ・ （有木委員） 県への納付金とは？県からは助成金をもらう方では。
- ・ （岩下課長） 平成30年の制度改正により国民健康保険の運営主体は県になります。県が県内自治体の医療費等を支払っていますので小林市は納付金として県へ納付金を負担しています。
- ・ （中田委員） 医療機関を受診しない方が良いのか。
- ・ （岩下課長） 必要な医療は受けて頂き、早期発見、早期治療が望ましいです。

承認の可否

- ・ 承認

議題3 小林市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

（説明内容）

- ・ 12 ページ、賦課徴収は、①保険者が税率等を設定する。②軽減措置、賦課上限措置等を設ける。③18歳未満の子どもに係る支援金の均等割り額を全額軽減する。条例の改正は、①子ども・賦課額を追加。②子ども・子育て支援納付金課税を軽減対象に追加③各種特例措置の課税額に子ども・子育て支援納付金額を追加。
- ・ 税率の表に子ども・子育て支援納付金分を追加している。

（補足説明）

- ・ 子ども・子育て支援金がなぜ医療保険に付加されるようになったのかは、子ども・子育て支援法の改正があり、子ども・子育てに関わる様々な制度が変わった。変更されたものに、医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険）の保険税（料）に賦課分を追加して徴収することが決まった。子ども・子育て支援分として徴収されたお金は、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、出産後休業支援給付、育児時短の給付や、こども誰でも通園制度等、法律で決めた制度にのみ使用される。条例の説明で小林市の子ども・子育て支援納付金分の税率税額を示したが、これは予算の説明で小林市の納付金を支払うために県から示された税率税額になる。

意見・質問

- ・ （柿木委員）各保険者で税率がそれぞれ変わるとありますが、国保の場合や共済組合等で税率は違うという意味ですか。
- ・ （岩下課長）はい。社会保険や後期高齢者医療等では税率や算定の仕方が違います。また、国保の税率税額は、自治体ごとに定めるため、小林市、宮崎市、都城市など各自治体で、税率税額は、違う税率で算定されることになります。
- ・ （中田委員）条例は何か参考資料があるんですか。
- ・ （岩下課長）後日、参考として条例をお示しします。ただ今回の議会がまだ通っていないため、議会可決後になると思います。また、子ども・子育て支援納付金がどのような事業に使われるかの資料も議事録と一緒に送ります。

承認の可否

- ・ 承認

その他 小林市国民健康保険事業の状況について

(説明内容)

- 13 ページ、被保険者数の推移について
後期高齢者医療への移行により、世帯数、被保険者数も毎年減少し、小林市の人口に占める被保険者数の割合も年々減少している。併せて保険税の税収も減少していくものと思われる。
また、前期高齢者の割合が被保険者の全体の 50.4%と約半数になっている。
- 14 ページ、国民健康保険税の税収について
令和 6 年度に税率改定して増加した。12 月末時点の前年比で現年課税分と滞納繰越分で合計で 1.55%増加している。
県内 9 市の税率は、令和 7 年度串間市が資産割の税率の改定を行っている。
- 15 ページ、医療費の推移について
小林市も県内市町村全体も年々減少傾向だが、令和 6 年小林市の増加は、高額な医療・手術があったことが要因と考えられる。
1 人当たり医療費分は、令和 7 年 8 月診療までの前年同月比で 2.7%増加して、県内の高い方から 8 番目である。
- 16 ページ、令和 8 年度以降の国民健康保険事業制度について
出産育児一時金に係る一般会計の繰入れが廃止になる。一般会計からの繰入は法定外繰入となり、交付金に影響があるため、財源を国民健康保険税から賄うことになる。
- 17 ページ、国民健康保険税の課税限度額の引上げについて
法令の改正により、基礎課税額が 67 万円に、子ども・子育て支援納付金額の上限額が 3 万円に新たに追加される。基礎分、後期高齢者等支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分を合わせた課税限度額は 113 万円になる。
国民健康保険税の軽減対象の拡大について、世帯の所得が基準額以下の場合、均等割額と平等割額をそれぞれ 7 割、5 割、2 割軽減して税額を計算する。法令の改正により、被保険者数に応じて控除する基準の金額が 5 割軽減が 31 万円に、2 割軽減が 57 万円に引き上げられる。
小林市国民健康保険税条例の改正が必要となるため、次回の国保運営協議会において改めて説明する。
- 18 ページ、高額療養費制度の見直しについて
同一月に高額な医療費の自己負担が必要となった場合に、限度額超過分の払い戻しを受けられる高額療養費制度についての上限額が引上げられる。
令和 8 年 8 月と令和 9 年 8 月からの変更で、令和 9 年度は所得区分の細分化と上限額の引上げが予定されている。

意見・質問
なし

議長降任

7 閉会

※議事録の構成上、順序を一部変更し記載しております。

令和8年2月20日記載